後期高齢者医療制度のお知らせ
■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■　高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
同じ世帯の被保険者が、1 年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが 0 円の場合は対象となりません。

○支給額が 500 円以下の場合は支給されません。

◆　自己負担限度額表　【1 年分の自己負担額の計算期間：8 月 1 日～翌年 7 月 31 日】

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3 割	現役並み所得者		67 万円
1 割	一般		56 万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※ 1）	31 万円
		区分Ⅰ（※ 2）	19 万円

※ 1　世帯全員が住民税非課税である方

※ 2　世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円（公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、天塩町　福祉課　保険係までお申し出ください。

■　医療通知書の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成 27 年 3 月末（平成 26 年 7 月～ 12 月診療分）に行います。

◆　新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または、天塩町福祉課保険係へご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続できます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お　問　い　合　わ　せ　先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所　〒 060-0062
札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
国保会館 6 階
☎　011-290-5601

お住まいの市町村
天塩町　福祉課　保険係　担当：藤井
☎　2-1001（内線 135）

正しい操作で、安全除雪！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

(1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。

(2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ、ブロア）が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。

(3) 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。

(4) 後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。

(5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう、また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

(6) 安全装置が正しく作動しない状態では使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。

【問合せ】一般社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会
☎ 03 － 3433 － 0415
Web サイト　http://www.ifmma.or.jp

節電アクション

ご家庭における節電のお願い

平素より弊社事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この冬におきましては、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、電力を安定供給するうえで最低限必要な供給予備率は確保できる見通しです。

しかしながら、北海道においては、他電力からの電力融通に制約があること、発電所一機のトラブル停止が予備率に与える影響が大きいこと、厳寒であるため、万が一の電力需給のひっ迫が、国民の生命、安全を脅かす可能性があることなどの北海道の特殊性を踏まえ、多重的な対策を講じてまいります。

お客さまにはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、引き続き無理のない範囲で、これまで取り組んでいただいている節電にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ほくでん

ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

12月1日(火)～3月31日(火)
※12月29日から31日までおよび1月2日を除く。

平日8時～21時

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(16時～21時)の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲4.7%)を目安に節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方
(イメージ)

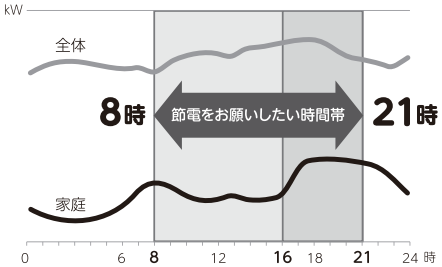

出典：資源エネルギー庁推計

節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビ等を中心に、普段お使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力等の削減もお願いします。

ご家庭では冬の19時に平均で約1,000Wの電力を消費しており、**照明、冷蔵庫、テレビで4割以上**を占めています。外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力等により、平均で約250Wの電力を消費しています。

冬のご家庭での消費電力(19時)

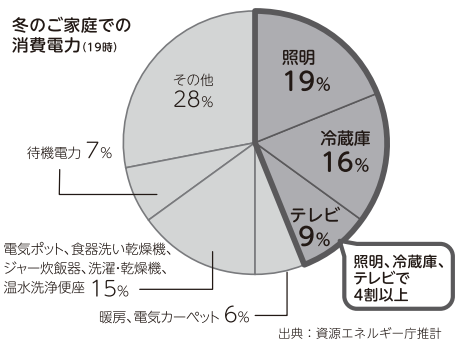

出典：資源エネルギー庁推計